

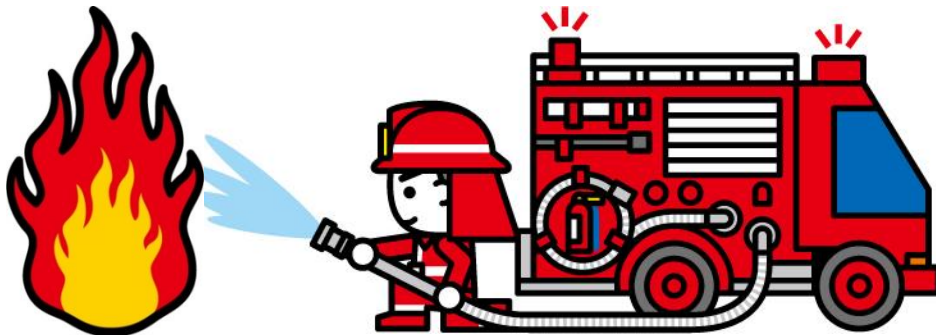
令和7年12月2日(火)

令和7年度健康危機における保健活動推進会議

資料4

林野火災の 現状及び取組について

令和7年12月



消防庁特殊災害室



■市町村消防の原則（消防組織法第6条）

- * 市町村消防費（東京消防庁を含む）の令和5年度決算額は2兆1,038億円
- * スケールメリットを活かした消防力の強化の観点から消防の広域化を推進。

市町村

常備消防

消防本部（720本部）を設置し、市町村の常勤一般職の消防職員（約16.9万人）により消防事務に従事

・消防本部数、消防職員数は、令和6年4月1日現在

非常備消防

消防団（2,174団）を設置し、市町村の非常勤特別職の消防団員（約74.7万人）により消防事務に従事

・消防団数、消防団員数は、令和6年4月1日現在

都道府県

- * 消防学校の運営や消防防災ヘリコプターの運航等を実施（都道府県防災費の令和5年度決算額は1,476億円）

消防庁

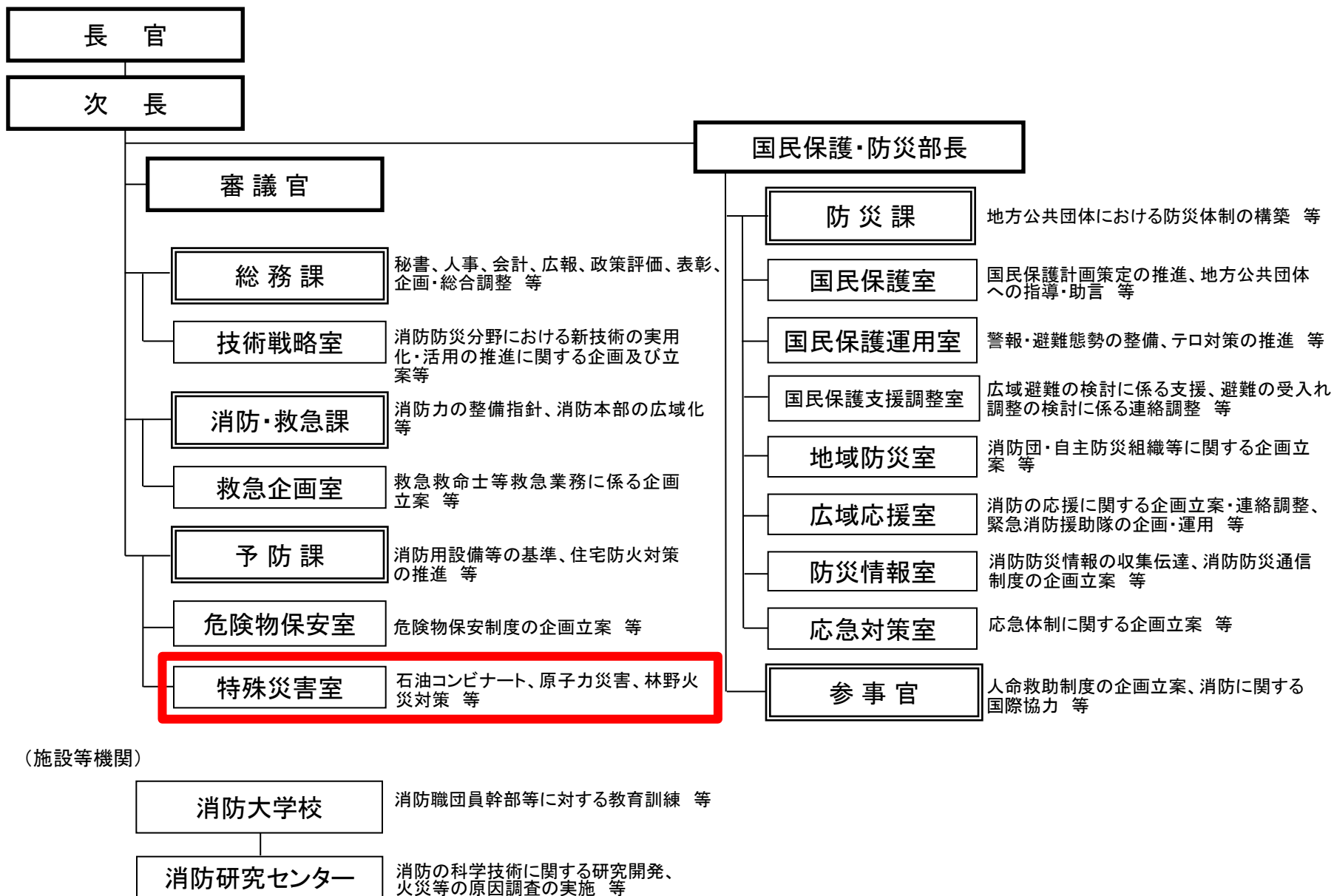
- 任務
 - ・火災・自然災害・国民保護事案による被害軽減及び傷病者の救急搬送のための**消防・防災制度の企画立案**
 - ・緊急消防援助隊の運用、特殊な**消防車両や資機材、消防防災施設の整備支援**
 - ・**消防大学校、消防研究センター**の運営 等
- 職員数 308名（令和7年4月1日現在）
- 一般会計予算 R6補正 100.3億円（前年度比+20.3億円） R7当初 126.2億円（前年度比+0.0億円）



消防組織の概要

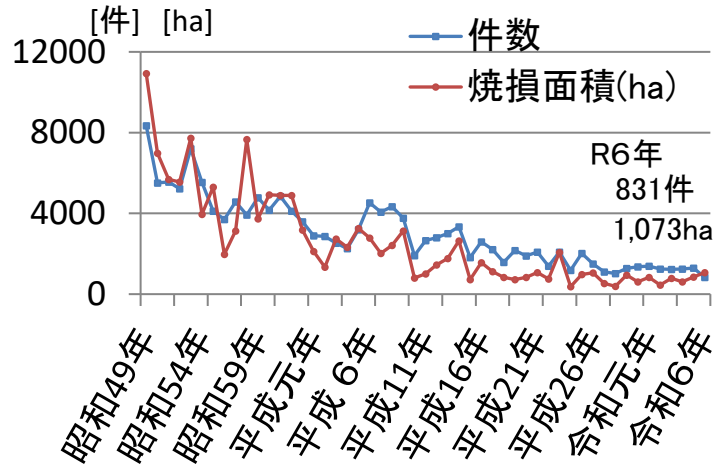


消防庁の組織

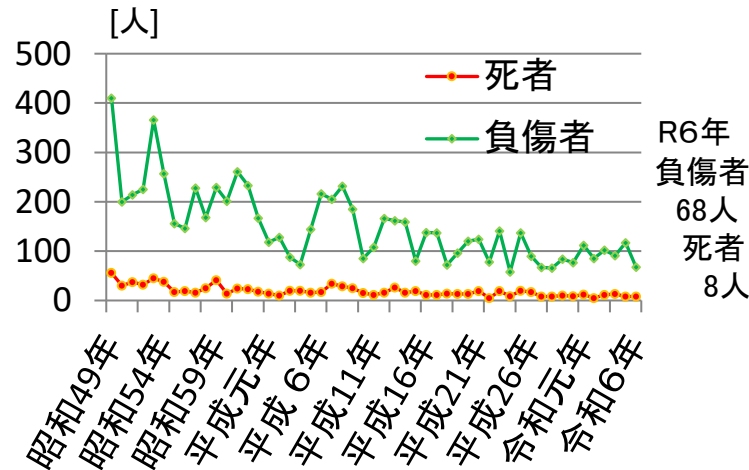


林野火災の現状

林野火災の推移



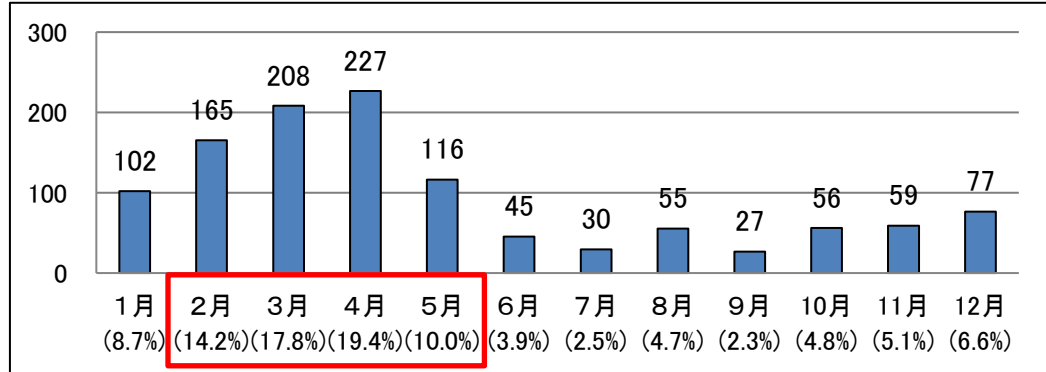
林野火災による死傷者数の推移



【近年の傾向】

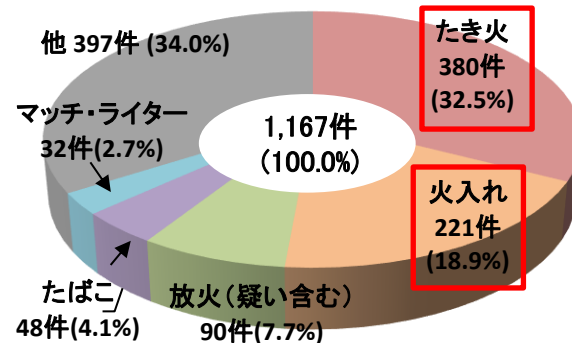
- 過去5年間の発生件数の平均は、約1,167件
- 過去5年間の焼損面積の平均は、約752ha

林野火災の月別出火件数(令和2年～6年の平均)



- 月別出火件数は、2月～5月が多くなっている（この4ヶ月で約61%）。
- 空気が乾燥し強風が吹く時期であり、火入れが行われることや、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加することによる火の不始末等が主な理由
- 林野火災出火原因の大部分 → 人的要因(下図参照)

林野火災出火原因(令和2年～6年の平均)



大規模林野火災発生状況(焼損面積100ha以上)

年	件数
R2年中	0
R3年中	1
R4年中	1
R5年中	2
R6年中	2

この冬の大規模な林野火災と少雨との関係について

林野火災の特徴

○ この冬に発生した林野火災は、**焼損面積の大きい大規模な林野火災が多数発生したことが特徴的**である。具体的には、昨冬までは1月～3月に焼損面積が100haを超えた火災事例は年1件程度であったのに対し、今冬は**7件**発生している。

降水量の特徴

○ この冬は、東日本から西日本の太平洋側で特に少なく、昭和21～22年冬の**統計開始以降1位の少雨**となった。
○ 全国153の気象官署のうち、**岡山市を含む43地点で、過去1位の少雨**となった。

大規模な林野火災と少雨との関係

○ 過去の林野火災でも、降水量が少ない年には焼損面積が大きくなる傾向がみられており、特にこの冬においては、**顕著な少雨となった地域で大規模な林野火災が発生**している。

※林野火災は、人的要因や森林の状況など、気象以外にも様々な要因が複合的に関係すると思われ、多角的な分析が必要。

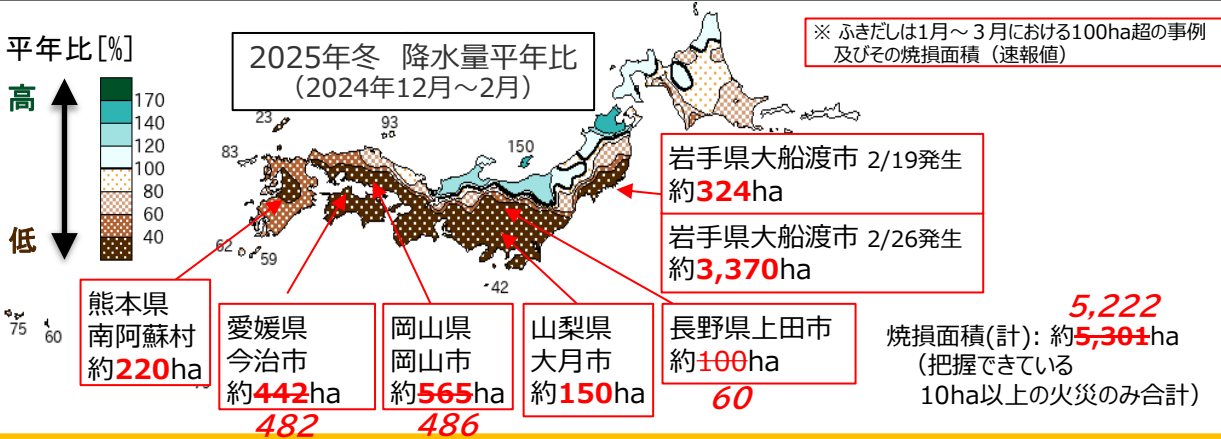
この冬の降水量（平年比）と大規模な林野火災

※林野火災焼損面積は 消防庁資料による
(令和7年4月17日現在)

【主な地点の降水量（平年比）】

順位は統計開始以降の順位更新状況

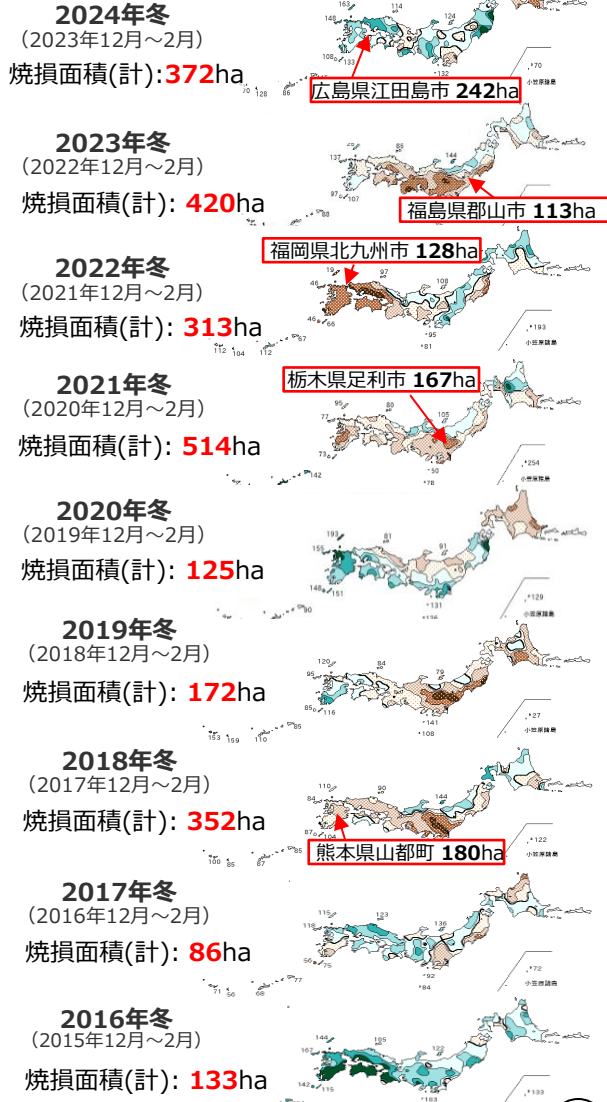
岩手県 大船渡：37.0ミリ（平年比 24%）3位を更新	岡山県 岡山：33.5ミリ（平年比 27%）1位を更新
長野県 軽井沢：15.5ミリ（平年比 15%）1位を更新	愛媛県 今治：42.0ミリ（平年比 25%）
山梨県 甲府：30.5ミリ（平年比 24%）1位を更新	熊本県 熊本：53.5ミリ（平年比 26%）2位を更新



一つの林野火災で焼損面積が**1,000haを超えたのは平成4年（北海道釧路市）以来**

過去の降水量（平年比）と林野火災焼損面積（値は1月～3月における全国の焼損面積の合計）

※ふきだしは1～3月における100ha超の事例（2024年は速報値）



岩手県大船渡市林野火災における消防機関の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

2月26日

- 13:02 大船渡地区消防組合消防本部が火災を覚知
- 15:34 岩手県知事から緊急消防援助隊の応援の要請
- 15:34 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め

※ 以後、延焼状況を踏まえて部隊を増強し、**15都道県**から
緊急消防援助隊が出動
地元消防本部等を含め一日当たり最大2,100人規模で活動

3月9日

17:00 大船渡市長が鎮圧宣言

4月7日

17:30 大船渡市長が鎮火宣言

〔出動の求めを受けた15都道県〕

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県

※ 消防防災ヘリは最大8機体制で運用



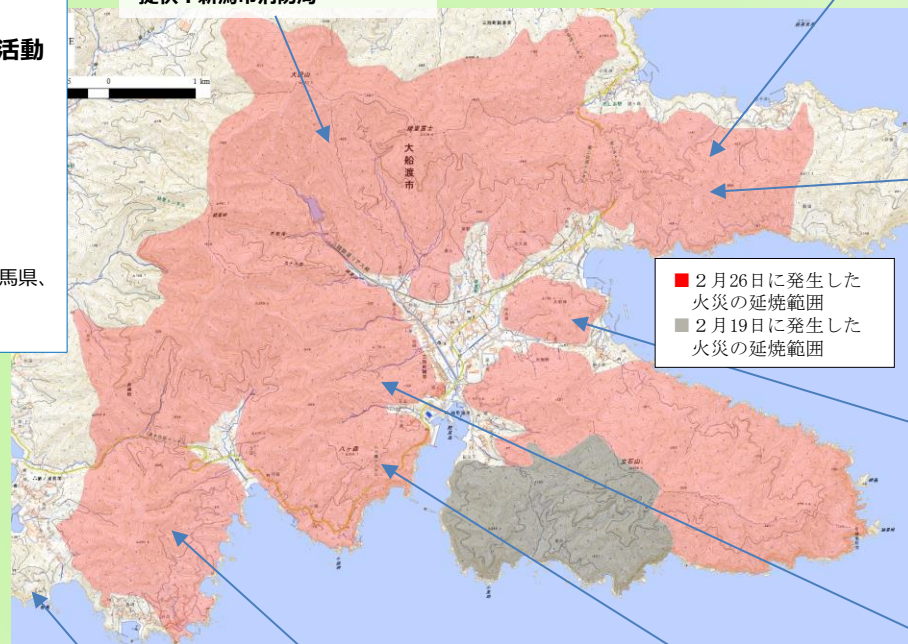
3月1日、大船渡市綾里地区
提供：新潟市消防局



消防防災ヘリコプターによる消火（全域）



3月4日、大船渡市小石浜地区
提供：鶴岡市消防本部



■ 2月26日に発生した
火災の延焼範囲
■ 2月19日に発生した
火災の延焼範囲



3月3日、大船渡市綾里地区
提供：東京消防庁

被害状況（5月14日時点）

1 林野被害

約3,370ha（2月19日からの火災の延焼範囲を除く。）

2 人的被害

死者1人

3 建物被害

住家90棟・住家以外136棟（精査中）

消防活動の概要

緊急消防援助隊、岩手県内消防応援隊、地元消防本部・消防団により、

- 市街地への延焼を防止する消火活動や再燃に備えた巡回
- 消防防災ヘリによる上空からの消火活動や火災状況の偵察

を実施。



3月4日、大船渡市西側海岸地区
提供：横浜市消防局



3月3日、大船渡市合足地区
提供：仙台市消防局



3月9日、大船渡市合足地区
提供：新潟市消防局



3月8日、大船渡市綾里地区
大船渡市消防団が残火処理を実施

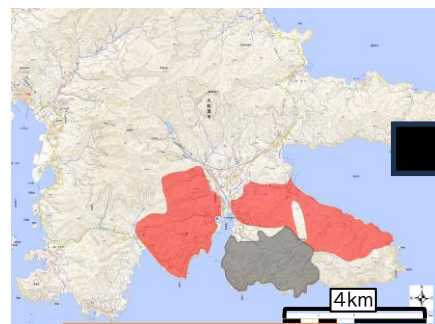
（国土地理院基盤地図情報を加工して作成）

岩手県大船渡市林野火災における延焼の広がり方

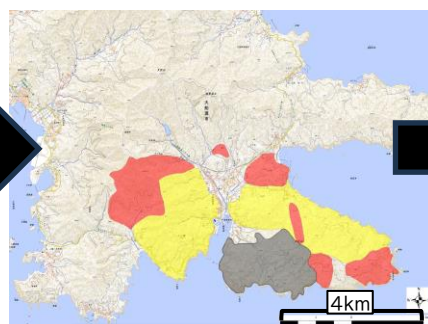
時点	2月26日 13時頃	2月26日 20時	2月28日 8時	3月1日 6時	3月2日 6時	3月3日 6時	3月4日 6時	3月5日 6時	鎮圧・鎮火
焼損面積 ※1	覚知	600ha 以上	約1,200ha	約1,400ha	約1,800ha	約2,100ha	約2,600ha	約2,900ha	3,370ha ※2

※1 大船渡市発表による

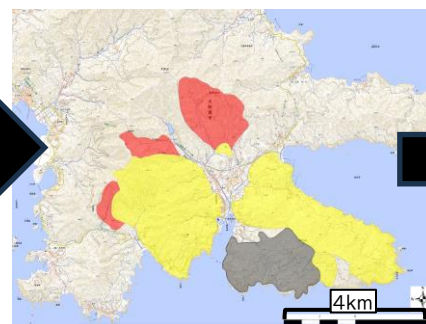
※2 鎮圧・鎮火発表時の約2,900haから再計算した数値



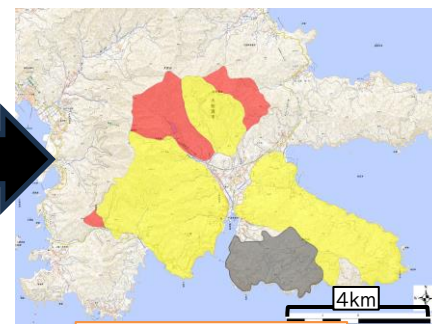
2月26日 15時頃



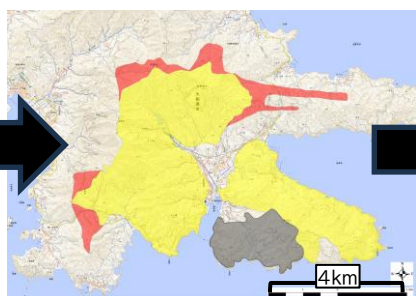
2月27日 17時頃



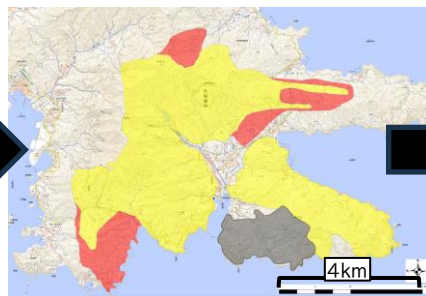
2月28日 17時頃



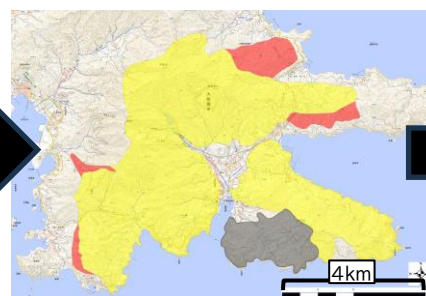
3月1日 17時頃



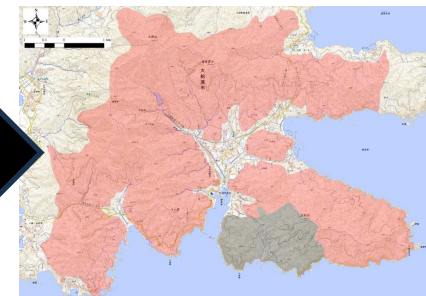
3月2日 17時頃



3月3日 17時頃



3月4日 17時頃



最終的な延焼範囲

[岩手県防災航空隊が目視により描いた図から作成したもの]



新たに確認された延焼範囲



既に確認された延焼範囲



2月19日に発生した火災の延焼範囲

4. 延焼拡大の要因

(1) 林野内の可燃物が乾燥していたこと

次のような気象条件により、谷部に厚く堆積したものも含め林内の可燃物は、乾燥して燃焼しやすい条件であったと考えられる。

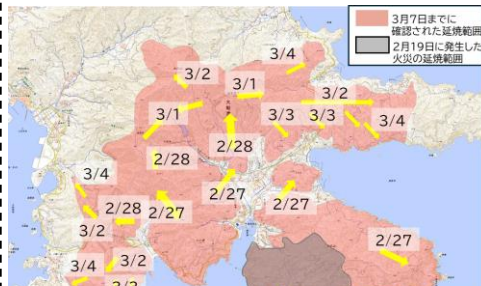
- 長期的に降水が極めて少なかったこと
※令和7年2月の月間雨量は、昭和38年8月から令和7年3月までの61年8ヶ月の中で、過去2番目(1番は昭和41年12月)に少ない量であった。また、令和6年12月から令和7年2月までの冬季3か月の降水量は、過去の中では少ない方から第3位に相当した。
- 短期的に降水がほとんどなかったこと
※出火前の31日間に0.5mmを超える降水がなかった。出火前8日間は降水量が観測されていない。
- 火災発生日は乾燥注意報が発表されており、空気が乾燥していたこと。さらに、強風注意報が発表されていたこと。

(3) 地形と局地風の影響

- (1) 2月27日以降、主にスギ、マツ、広葉樹からなる林内を地表火を主体として燃え広がった(一部で樹冠火)。
- (2) 地表火はそれぞれの場所の斜面の傾斜と局地的な風の影響を受け、リアス海岸の複雑な地形であったことから、火災は多方向へ広がった。

※一部で飛び火も発生した。

※※28日に南風が入ったため北へ山の斜面を焼け上がったことも延焼動態を複雑化した。



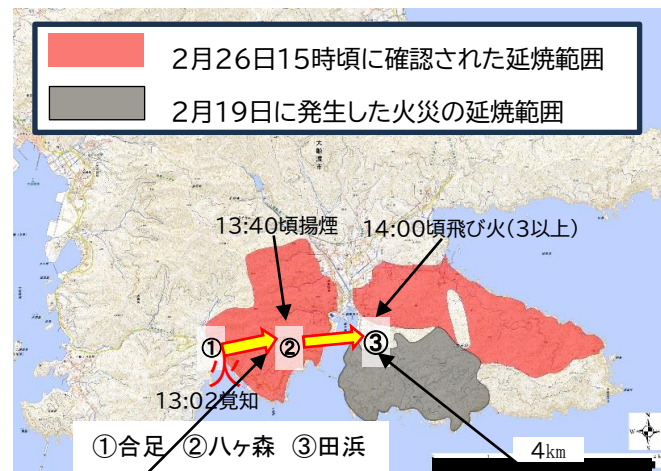
2月27日以降の主な延焼の方向



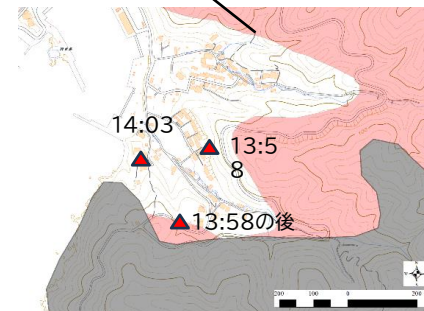
斜面における地表火の状況

(2) 火災初期における激しい燃焼

- 火災は、最大瞬間風速18.1m/sの強風を受けて東へ拡大し、13時02分の覚知から1時間に満たない13時40分過ぎに、火点の東約1.2kmのハケ森の南西の谷のスギ林の広い範囲において樹冠火を伴う極めて激しい燃焼が生じた。
- その結果として火の粉を含む濃煙が発生し、東へ流れ、田浜地区などで14時頃に飛び火が同時多発した
- 15時頃は、東西約7km周長約30kmの範囲で延焼が発生した。



ハケ森南西の谷間における樹冠火の状況

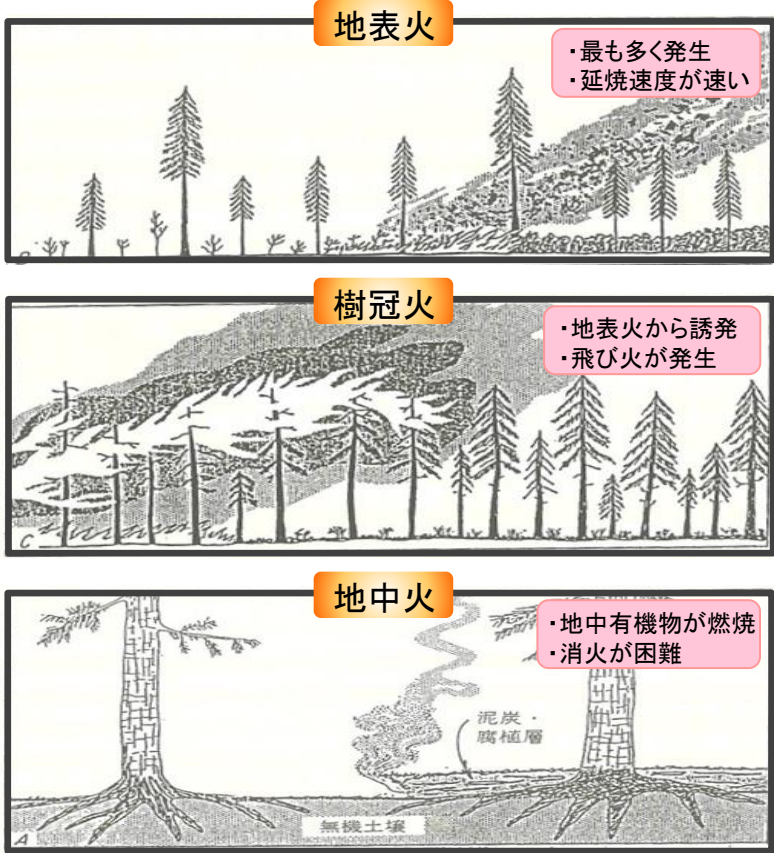


田浜地区における飛び火の発生状況

林野火災の種類と発生しやすい森林

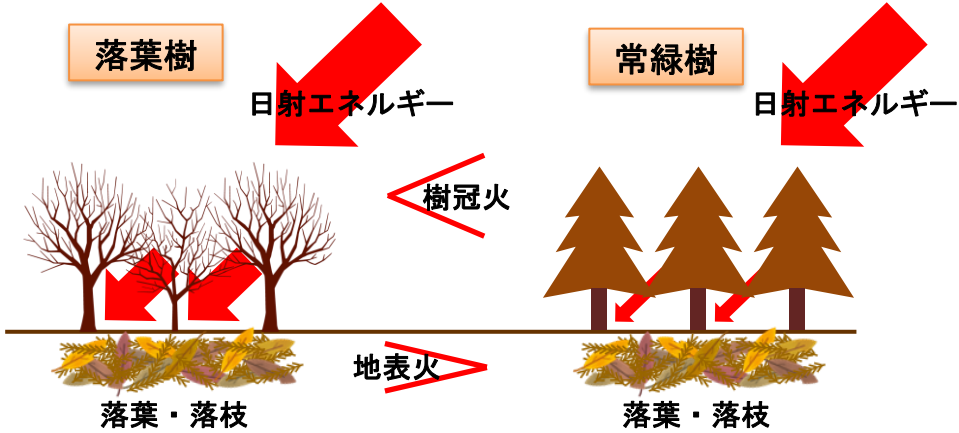
○ 我が国の林野火災においては地表火(ちひょうか)が多いが、樹冠火(じゅかんか)に拡大すると、被害面積が大きくなる可能性がある。

林野火災の種類



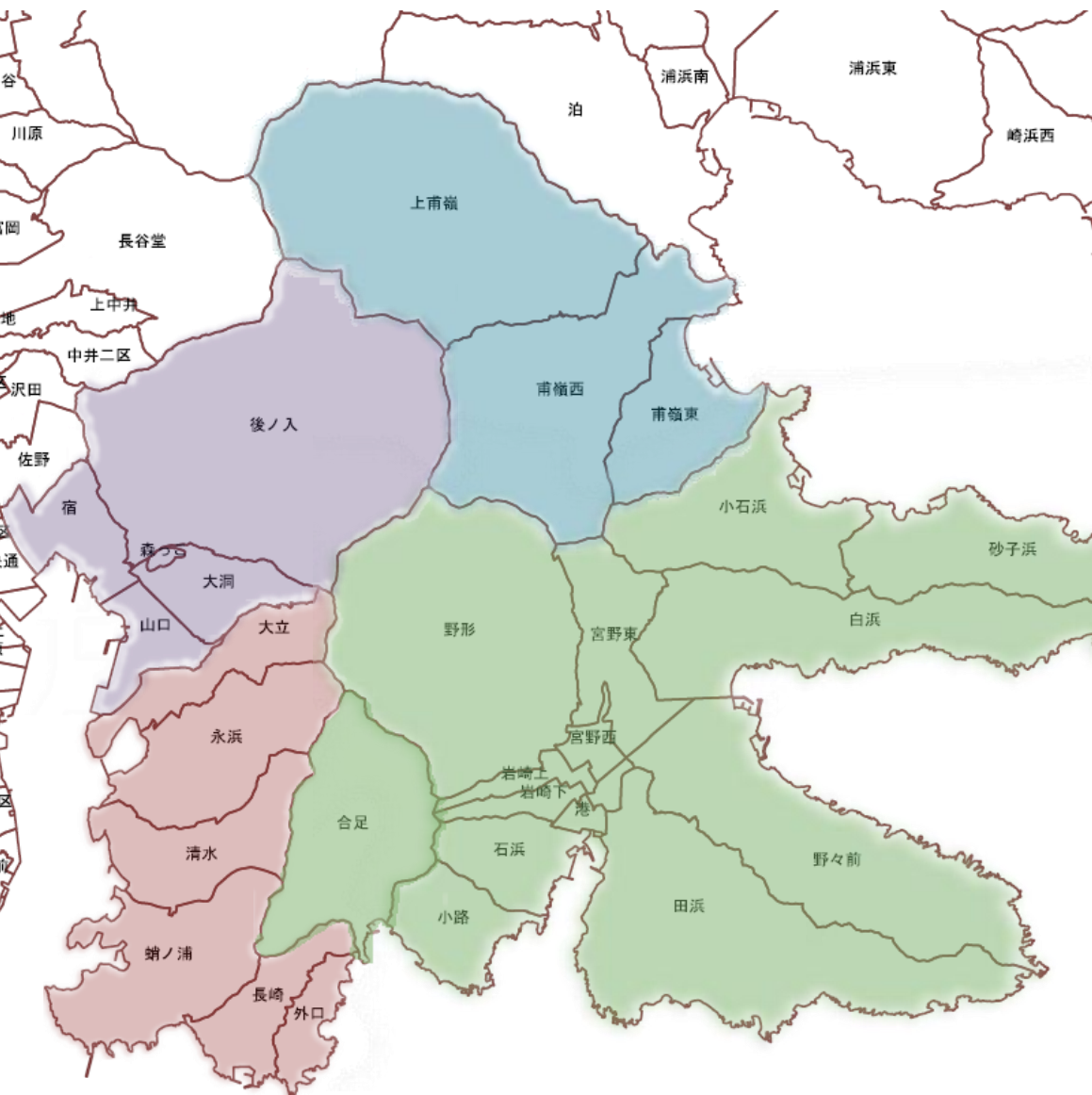
林野弘済会「林野火災対策の解説」より作成

林野火災の種類と樹木の関係



- 我が国は冬場に空気が乾燥するため、林野火災のリスクが高まる。
- この時期に落葉し樹冠に隙間がある落葉樹は林床にある落葉落枝が乾燥しやすいので、林野火災の発生危険度が高いといえる。(地表火が起こる可能性)
- 一方、強風や傾斜などで火の勢いが増した場合、樹冠に葉や小枝が多い常緑樹の方が燃えやすいといえる。(樹冠火が起きやすい)

大船渡市林野火災における避難指示の状況



発令日 (解除日)	地域名	避難対象 世帯数	避難対象 人数
2月26日 (3月10日)	綾里	850	2,060
	合足	23	54
2月27日 (3月10日)	長崎	58	158
	外口	48	152
2月27日 (3月9日)	蛸ノ浦	203	475
	清水	54	142
	永浜	50	125
	大立	54	140
2月28日 (3月7日)	森っこ	39	107
	山口	104	257
	生形	3	4
	大洞	89	185
	後ノ入	161	364
	宿	19	40
3月1日 (3月8日)	南嶺東	47	104
	南嶺西	58	145
	上南嶺	36	84
合計		1,896	4,596

①参考 2月27日16時45分 赤崎町の避難指示地域拡大時

凡例

- (緑枠): 2月26日までに避難指示が発令された区域
- (緑丸): 2月26日までに開設された避難所
- (赤枠): 2月27日16時45分に避難指示が発令された区域
- (赤丸): 2月27日16時45分以降に開設された避難所

第一中学校
収容人数200人

福祉の里センター

越喜来小学校
収容人数300人

三陸公民館

リアスホール
収容人数200人

東朋中学校
収容人数350人
2/27 11:00閉鎖
(延焼拡大による)
→避難者は主にリアス
ホールへ避難

永浜
125人

清水
142人

大立
140人

三陸町綾里(全域) 2,060人
避難指示発令済(2/26
14:20)

蛸ノ浦
475人

蛸ノ浦漁村厚生施設
収容人数100人
2/27 16:45閉鎖
(延焼拡大による)
→避難者は主に福祉
の里センターへ避難

長崎
158人

外口
152人

赤崎町(合足) 54人
避難指示発令済(2/26 14:32)

地理院地図

②実際の住民の避難行動等の状況

【ア:住民の避難状況の把握方法】

住民の避難状況の把握方法は以下のとおり。

(1)避難所への避難

定期報告の時点(7時・11時・18時など)の避難者数を速やかに、各避難所から報告を受け、市でとりまとめ、集計。

(2)避難所以外への避難

市の防災行政無線をはじめ、市、岩手県、陸前高田市及び住田町のHPやSNSにおいて、『避難指示の発令に伴い、知人宅、親戚宅に避難している方や車中泊をしている方は、避難者数を把握するため、市役所地域福祉課までご連絡ください。電話番号は、〇〇です』と周知。寄せられた情報を市の地域福祉課でとりまとめ、集計。

【イ:住民の避難の状況(最大)】

避難指示発令後の住民避難等の状況について、市として把握できているものは以下のとおり。

- 避難指示対象世帯数、人数 :1,896世帯、4,596人
- 避難所への避難者数(最大(注)) :1,249人(全住民の27.1%) 注:3月6日18時時点と3月7日7時時点
- 避難所以外への避難者数(最大(注)) :3,061人(全住民の66.6%) 注:3月6日18時時点と3月7日7時時点
- ※市の地域福祉課調べ。多くは親戚宅への避難。その他、ホテルや旅館等宿泊施設への避難が見受けられた。
- 避難者数の合計(最大(注)) :4,310人(全住民の93.7%) 注:3月6日18時時点と3月7日7時時点

【ウ:住民の避難手段】

住民の避難手段に関するデータ等は以下のとおり。

- 避難所への避難者数の合計が約1,200人、避難所への自家用車数の合計数は700台弱。
前者に対する后者の割合が5割を超えていたことから、
いずれの地域においても住民の避難手段としては、「自家用車での避難」が多かったものと考えられる。
- なお、市が所有する患者輸送用車両による送迎のほか、近隣住民での乗合いや、社会福祉法人の送迎車による送迎などの協力も見受けられた。

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会

1. 検討会の開催目的

令和7年2月26日からの大船渡市林野火災において、原因調査の結果等を踏まえ、消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、装備・技術等の充実強化のあり方について検討を行う。

2. 委員、関係省庁

【有識者委員】(11名) ○:座長

○関澤 愛	NPO法人日本防火技術者協会理事長 (元東京理科大学教授)
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
関谷 直也	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長・教授
竹見 哲也	京都大学防災研究所教授
峠 嘉哉	京都大学防災研究所特定准教授
鳥山 忠志	読売新聞論説委員会論説委員
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
中西 美和	慶應義塾大学理工学部管理工学科教授
廣井 悠	東京大学先端科学技術研究センター教授
細川 直史	東京理科大学創域理工学研究科国際火災科学専攻教授
吉藤 奈津子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林研究部門森林防災研究領域気象研究室主任研究員

【消防関係委員】(7名)

青柳 徹	都道府県消防防災・危機管理部局長会会長(千葉県防災危機管理部長)
市村 裕二	全国消防長会予防委員会委員長(千葉市消防局長)
岸本 孝司	全国消防長会警防防災委員会委員長(北九州市消防局長)
千葉 弘樹	現地派遣緊急消防援助隊(仙台市消防局長)
下重 美佐男	日本消防協会業務部長
大田 昌広	大船渡市消防団団長
佐藤 菊子	岩手県女性消防連絡協議会副会長

【森林関係委員】(4名)

川野 康朗	森林火災対策協会事務局長
小野 順一郎	一般社団法人林道安全協会東北支所長
中崎 和久	全国森林組合連合会代表理事会長
澤口 良喜	岩手県森林組合連合会代表理事専務

【オブザーバー】 気象庁、防衛省

【事務局】 総務省消防庁、農林水産省林野庁

3. 検討テーマ

I 大船渡市林野火災の原因調査と消防活動等の検証

II 林野火災に対する今後の消防防災対策のあり方

- ① 林野火災における予防・警報のあり方
- ② 林野火災に対応できる消防体制のあり方
- ③ 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発
- ④ 災害復旧及び二次災害の防止活動

4. 検討経過

- ・第1回 令和7年4月11日
- ・第2回 令和7年4月23日
- ・第3回 令和7年5月19日
- ・第4回 令和7年6月20日
- ・第5回 令和7年7月15日
- ・第6回 令和7年8月22日
- ・報告書提出 令和7年8月26日

- 令和7年2月26日、岩手県大船渡市において発生した林野火災について、消防法(第35条3の2)に基づく消防庁長官調査を実施

火災概要： 延焼範囲：約3,370ha(昭和39年以降最大)、焼損棟数：住家90棟、住家以外136棟

2月26日覚知、3月9日鎮圧、4月7日鎮火

出火原因： 薪ストーブの煙突の火の粉を起因として出火した可能性が相対的に高いことは認められるが、具体的な発火源等の特定には至らなかった。

延焼要因： 林野内の可燃物が乾燥していたこと（2月の月降水量が観測史上最少）と火災初期の強風（最大瞬間風速18.1m/s）により、樹冠火を伴う激しい燃焼と飛び火の発生。
その後、リアス海岸の複雑な地形と局地的な風の影響を受け、多方面へ拡大。



夜間における消火活動の様子
(提供：東京消防庁)



綾里港地区の被害状況

- 本火災を踏まえた対策を検討するため、消防庁及び林野庁を事務局とした検討会を開催

今後の消防防災対策

第1 林野火災における予防・警報のあり方

1. 予防・警報のあり方

- 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令

	林野火災注意報	林野火災警報 (既存の消防法に基づく火災警報の制度を活用)
発令指標 (例)	前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下、または、乾燥注意報が発表 ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。	左記の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合
内容	屋外での火の使用等について注意喚起（罰則なし）	屋外での火の使用等の制限（罰則あり）

※ 各市町村において、地域の特性等に応じて発令指標に調整を加えることや、対象地域を限定することを可能とする。

➡ 令和7年8月29日付け消防予第383号・消防特第159号により、火災予防条例(例)を改正。

- 少雨の状況の全国的な広がりがある場合、**気象庁と消防庁との合同による臨時の記者会見等**を通じた注意喚起・解説を実施
- 火災予防条例(例)に、たき火を届出の対象とするよう明確化（対象となるたき火（時期や区域）については、市町村が設定可能に）

2. 林野火災に係る広報・啓発の強化

- 政府広報やSNS等の活用により、たき火等の行為者やレジャーによる入山者等も含め広く国民に対して注意喚起

3. 林野火災に強い地域づくり

- 延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動に必要な林道等の整備、林野に近接する居住地域における防火対策の推進等

今後の消防防災対策

第2 大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方

1. 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

- 的確な情報把握のため、**夜間の監視に対応できるドローン**等を整備
- 消火水利の確保のため、**自然水利を利用できるスーパーポンパーや、大型水槽付き放水車**等を整備、**消防防災ヘリ**の増強
- 山中での部隊投入のため、**悪路走破性の高い林野火災対応ユニット車**を整備



夜間監視・熱源探査ドローン



海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）



大型水槽付き放水車



林野火災対応ユニット車

林野火災対応ユニット車に積載する資機材（例）



背負い式消火水のう



大型仮設水槽



熱画像直視装置



スキッドユニット（ポンプとホースが一体型となった軽便なユニット）

- 予防散水の実施等を勘案した飛び火警戒要領の見直し

2. 消防団の体制強化

- 消防団からの情報が迅速な避難指示の発令につながる等、初動から鎮火まで長期にわたり極めて重要な役割
- **衛星通信機器**も活用した情報伝達体制の構築
- 残火処理に有効な**背負い式消火水のう**等の整備



大船渡市消防団による残火処理の様子

3. 林野火災における住民避難

- 防災行政無線戸別受信機の活用やSNS等、災害情報伝達手段の多重化・多様化
- 自主防災組織等、住民参加による避難訓練の実施

第3 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

1. 新技術・新装備の研究開発の推進

- ドローンによる空中消火や遠隔操作消火ロボットによる延焼阻止活動等の技術・装備の研究開発
- 林野、市街地にまたがる火災に対応できる**延焼シミュレーション**技術の研究開発



遠隔操作消火ロボット



消火用ドローン



林野火災延焼シミュレーション

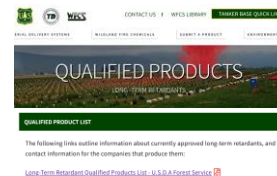
2. 消火薬剤の効果的な活用の検討

- **R8年の林野火災に向けて、散水場所が限定等される場合（残火処理等）の活用要領を明確化**



残火処理のため消火薬剤を使用

- **空中消火を含む一般的な活用については、R9年の林野火災に向けて、個別の消火薬剤の有効性や、健康・環境への影響に関する評価方法等とともに、R8年中を目途に具体化**



米国農務省では認定済製品リストとして公表

第4 災害復旧及び二次災害の防止活動

- 被災森林の迅速な復旧や土砂流出防止のための治山対策の適切な実施

林野火災注意報・林野火災警報の検討背景

【従来からの火災警報】

気象台長等による火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、市町村長が発することで、当該市町村の全区域にわたって、条例で定める火の使用の制限を行うことができるもの

検討時の課題

強い制限・罰則を伴う
全区域が対象となる } ため、発令を躊躇

= 実態として、過去 5 年間で数市町村しか実績がなく、発令は低調な状況



- ・対象区域
 - ・対象期間
- } を林野火災の発生危険性に応じて**限定可能に**
- ・林野火災の発生・延焼危険度に着目した**具体的な発令指標**を設定



・強い**制限・罰則を伴わない注意喚起**を行うための仕組みの創設

・わかりやすく**通称を使用**



林野火災注意報

林野火災警報

林野火災注意報・林野火災警報について

林野火災注意報

- 強い制限・罰則を伴わずに林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺の区域において住民等に**火の使用制限の努力義務を課す**仕組み
- 林野火災に注意を要する気象状況（**乾燥・少雨**等）の時に発令
- 基本的な発令対象期間は **1月～5月**

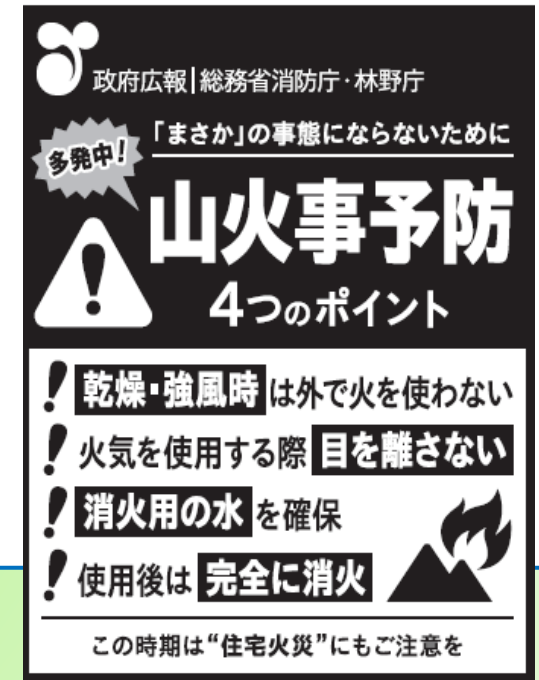
林野火災警報

- 従来から消防法第22条に定められていた火災警報のうち、林野火災予防を目的としたもの
- 罰則を伴って**、林野周辺の区域において住民等に**火の使用制限を課す**仕組み
- 林野火災に特に注意を要する気象状況（**乾燥・少雨**等 + **強風**）の時に発令
- 基本的な発令対象期間は **1月～5月**

※ 条例で地域の特性等に応じて発令指標に調整を加えることや、対象地域・期間を限定することが可能なため、市町村により異なる

林野火災予防のポイント

- ・**乾燥・強風**の日は、たき火や火入れなど外で**火の使用をしない**
〔 林野火災警報の発令時は火の使用禁止
林野火災注意報発令時は火の使用を避ける 〕
- ・火気を使用する際は**目を離さない**
- ・**消火用の水**を準備する
- ・火の使用後は**完全に消火**する



出火原因の多くが人的要因であることから、
大部分は**一人ひとりの注意で防ぐことが可能**です